平成２１年（フ）第１７９号
富山県砺波市庄川町天正535番地
破産者　サンスイニット株式会社
1　決定年月日　平成22年12月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
富山地方裁判所高岡支部

平成２２年（フ）第１５６号
富山県高岡市米島590番地の１
破産者　有限会社マエサワ技興
1　決定年月日　平成22年12月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
富山地方裁判所高岡支部

平成２２年（フ）第１２２６号
愛知県海部郡蟹江町城３丁目476番地、開始決定時の本店所在地愛知県海部郡蟹江町本町片堀101番地
破産者　株式会社サン・フォレスト
1　決定年月日　平成22年12月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第１４０７号
愛知県日進市折戸町定納90番地２
破産者　有限会社西建材リース
1　決定年月日　平成22年12月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第４４号
三重県四日市市上海老町1636番地
破産者　小松　浩三
1　決定年月日　平成22年12月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２２年（フ）第８５号
三重県四日市市桜町5313番地
破産者　有限会社ＭＩＮＡＫＯ
1　決定年月日　平成22年12月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２２年（フ）第２６２号
三重県四日市市千代田町234番地１
破産者　**拘**瀬ミイ子
1　決定年月日　平成22年12月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２１年（フ）第８１７０号
大阪府吹田市豊津町41―２
破産者　有限会社ステッピン・スタジオ
1　決定年月日　平成22年12月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第８１９７号
大阪市北区豊崎２丁目６番５号タケナカビル302
破産者　ＴＡＣ株式会社
1　決定年月日　平成22年12月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第１７４７号
大阪市阿倍野区播磨町３丁目８番４号
破産者　株式会社エバタ
1　決定年月日　平成22年12月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第２２２６号
大阪市中央区本町４丁目６番15号
破産者　株式会社ネオテクノ
1　決定年月日　平成22年12月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第３１１１号
大阪市港区弁天５丁目13番19号
破産者　エース運輸株式会社
1　決定年月日　平成22年12月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第４２６３号
大阪府八尾市木の本２丁目129番地、商業登記簿上の本店所在地京都市中京区四条坊城上ル西壬生御所ノ内町２番地
破産者　株式会社スピリットハウス
1　決定年月日　平成22年12月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第４５０２号
大阪府守口市南寺方東通４丁目25番14号
破産者　株式会社金田製作所
1　決定年月日　平成22年12月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第４５２３号
大阪市中央区北浜１－５―10　高階ビル４階、商業登記簿上の本店所在地大阪市北区曽根崎新地２丁目１番４―903号
破産者　有限会社チャップマンオフィス
1　決定年月日　平成22年12月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第５１９６号
大阪市西区新町１―31―６フリーデ新町201
破産者　有限会社スリーナイン
1　決定年月日　平成22年12月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第５７６６号
堺市中区深井北町69番地２
破産者　山下工業株式会社
1　決定年月日　平成22年12月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第５８５１号
大阪市住之江区東加賀屋１丁目10番８―105号
破産者　株式会社安藤工業
1　決定年月日　平成22年12月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第５９４３号
大阪市中央区内本町２丁目１番19号
破産者　シークインターナショナル株式会社
1　決定年月日　平成22年12月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第６６１０号
大阪市中央区大手前１丁目７番31号
破産者　株式会社エル・シー・ビー
1　決定年月日　平成22年12月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第７１１６号
大阪府枚方市長尾元町６丁目２番15号　サンビレッジ長尾303号室
破産者　株式会社エヌ・ハーム
1　決定年月日　平成22年12月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第１９７４号
堺市堺区少林寺町西１丁１番８号　エスワンビル４階
破産者　株式会社松田商会
1　決定年月日　平成22年12月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所堺支部破産係